

恵庭市小中一貫教育を
進めるために

恵庭市小中一貫教育基本方針



令和8年3月
恵庭市教育委員会

「恵庭市小中一貫教育を進めるために」 (恵庭市小中一貫教育基本方針)

目 次

○ はじめに	
1 小中一貫教育の定義	1
2 小中一貫教育が求められる背景・理由	1
3 小中一貫教育の制度化について	4
4 小中一貫教育の効果等	4
5 恵庭市におけるこれまでの小中連携教育の取組	5
6 小中連携教育から小中一貫教育への移行の必要性	6
7 恵庭市における小中一貫教育の内容	7
8 恵庭市における小中一貫教育の形態	8
9 恵庭市における小中一貫教育の推進組織	15
10 小中一貫教育推進のスケジュール	16

はじめに

今日、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められています。

こうした中、恵庭市においては、恵庭市第4期総合計画を踏まえ、平成24年に「恵庭市学校教育基本方針」を策定するとともに、「ふるさとに生き 夢と志をいただき 心豊かにたくましく伸びる 子どもの育成」の教育理念の実現に向け、5年を計画期間とする各次の「教育推進プログラム」に基づきながら、施策を推進してきました。

とりわけ、「小中学校における一貫した教育」については、「恵庭市小中連携教育推進委員会」を設置し、全市的な会議を毎年開催するとともに、「小中連携教育推進 project」を組織し、各中学校区を単位に「高学年・中1委員会」「生徒指導委員会」「学力向上委員会」「体力向上委員会」「児童会・生徒会交流委員会」「特別支援委員会」（令和6年度には「ふるさと教育委員会」を追加）の各委員会において、小中学校の教職員と一緒に、具体的な取組を進めてきたほか、恵庭市教育研究協議会と連携して、授業参観を位置付けた小・中交流会も開催してきました。

一方で近年、特定の教科における学力・学習の状況や小中の接続に要因が留まらない不登校児童生徒の増加など、新たな教育課題も生じてきており、前述した「恵庭市学校教育基本方針」の一部改訂に際し、これまでの、小中連携教育の成果を基盤としつつ、義務教育9年間を一つのまとまりとする「小中一貫教育」の導入に向けた検討について加筆したところです。

その後、教育関係有識者、地域関係者、保護者、校長会・教頭会、恵庭市教育研究協議会からなる「恵庭市小中一貫教育検討会議」を設置し、小中一貫教育の実施の是非や本市ならではの進め方についていただいたご意見等も参考にしながら、この度市教委において、本市が進めようとする小中一貫教育の目標や具体的な取組等、推進に関する基本的な考え方を整理した「恵庭市小中一貫教育を進めるために～恵庭市小中一貫教育基本方針～（以下：基本方針）」を取りまとめたところです。

関係の皆様には、本基本方針の趣旨についてご理解をいただきますとともに、将来を担う児童生徒への新たな教育実践と教育環境の整備に向けた一層のお力添えをお願い申し上げます。

1 小中一貫教育の定義

平成28年12月26日付けで文部科学省が発行した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」では、「小中連携教育」と「小中一貫教育」について以下のとおり定義しています。

小中連携教育

小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、
小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が目指す子ども像を共有するとともに、
9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

2 小中一貫教育が求められる背景・理由

(1) 義務教育の目的・目標の創設

平成17年に、中央教育審議会は「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」において、現在の社会情勢の中で求められる新たな義務教育の姿を示しました。これを受け、平成18年に教育基本法が改正され、第5条第2項に「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」という義務教育の目的が定められ、続く平成19年の学校教育法の改正においても、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設（第21条）されました。

また、平成20年に告示された学習指導要領においては、小学校学習指導要領の巻末に参考として中学校学習指導要領の全文が掲載されるとともに、中学校学習指導要領の巻末にも参考として小学校学習指導要領の全文が掲載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられ、平成29年告示の学習指導要領においても同様の対応がなされています。

こうした中、小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が増加しています。

(2) 教育内容や学習活動の量的・質的充実

平成20年の学習指導要領改訂は、21世紀の知識基盤社会化やグローバル化を見据え、「生きる力」の育成をより重視して行われ、特に「確かな学力」をめぐるっては、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視して、教科によっては標準授業時数を実質的に1割程度増加させるなど、教育内容を質・量ともに充実させました。

また、平成29年告示の学習指導要領では、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現が重視されるとともに、学習指導要領解説総則編においては、「第3章 4 学校段階間の接続」の中で義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校（中学校では、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校）においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成することが盛り込まれました。

このような教育内容や学習活動の量的・質的充実に対応して、小学校と中学校の教員が連携して、例えば、小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまづきやすい学習内容についての長期的視点に立ったきめ細かな指導などの学習指導の工夫など、それぞれの学校等の実情に応じた形で小中一貫教育の推進が図られてきています。

(3) 発達の早期化等に関わる現象

小中一貫教育の導入に併せて、学年段階の区切りを従来の6-3とは異なって設けている取組が相当数見られますが、このような取組が必要とされる背景として、小学校高学年段階における児童の身体的発達をはじめ、生徒指導面、学習面において、次のような指摘がなされています。

小学校高学年段階における児童の身体的発達	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の到来時期が早まっている。 ・平均身長や体重が大きく増加する時期が昭和20年代と比較して、また、女子の平均初潮年齢が昭和初期と比較してそれぞれ2年程度早まっている。
生徒指導面	<ul style="list-style-type: none"> ・自己肯定感や自尊感情に対して、小学校高学年から急に否定的になる傾向がある。 ・不登校などのいわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽の多くは既に小学校4～6年生から生じているとの分析もある。
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校の楽しさ」や「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校4年生から5年生に上がると肯定的回答をする児童の割合が下がる傾向が見られる。 ・経験的な理解で対応できる学習内容から、理論的・抽象的な理解が必要な学習内容への接続が必ずしも円滑に行われておらず、学習上のつまづきが顕在化し、その後の中学校段階での学習に大きな支障が見られる。

上記のような状況を踏まえ、概ね小学校4～5年生頃に児童生徒にとっての発達上の段差が存在しているのではないかと指摘がなされ、多様な教職員が指導に当たることによる興味・関心や個性伸長への対応、教科指導における専門性の強化など、中学校段階の特質とされていたものが一定程度、小学校段階に導入されるようになっていきます。

(4) いわゆる「中1ギャップ」

小中一貫教育が取り組まれてきた理由のうち、最も広範に指摘されているのは、子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象への効果的な対応の必要性です。

各種調査結果からは、いわゆる「中1ギャップ」の現象として主に次の課題が指摘されています。

<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒数、いじめの認知件数、暴力行為の加害児童生徒数が増加 ・「授業の理解度」「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について肯定的回答をする児童生徒数が減少 ・「上手な勉強の仕方が分からない」「やる気がおきない」「勉強が計画通り進まない」と回答する児童生徒数が増加 ・「勉強する内容が急に難しくなった」「量が増えて戸惑った」「授業のペースが速くてついていけない」と感じる生徒が相当数存在

こうした事象は家庭や社会の問題も含め、様々な要因が複雑に絡み合っているものと考えられますが、その大きな要因の一つとして、小学校における教育活動と中学校における教育活動の間には、いわば学校の文化として積み上げられてきた、以下のような大きな違いが存在していると指摘されています。

主な内容	小学校	中学校
指導体制	学級担任制	教科担任制
指導方法	日常生活に根差した比較的きめ細かい指導	比較的抽象度の高い内容を含めた指導
家庭学習	宿題の教科間の調整がされやすい	宿題の教科間の調整がされにくい 部活動との両立が必要となる
試験等	定期試験は実施されない	定期試験が実施され、小学校よりも試験に向けた計画的な学習が必要となる
生徒指導	学級担任を中心に児童の心理的な状況と行動の実態を十分把握しながら規範意識の醸成を図る指導	中学生の特徴と思春期の理解を基本とした、規範意識を育成する指導
部活動等	学校の教育活動の一環としての部活動ではなく、スポーツ少年団等に個々に参加する活動が主体	学校の教育活動の一環として部活動が行われ、活動を行う機会の増加、先輩・後輩の上下関係が人間関係に占める割合が高まる場合がある

こうした状況を踏まえ、小・中学校間のスムーズな移行に向けた取組を行いやすくする観点から小中一貫教育の枠組みが注目を集めている側面があります。ただし、「中1ギャップ」という言葉を用いて中学校1年生だけに着目するあまり、小・中学校の接続面だけの取組に矮小化してしまうことには注意が必要とされています。小学校6年生と中学校1年生の間の接続を円滑にする取組から始めつつも、それだけに終わることなく、「中1ギャップ」というより「小中ギャップ」として捉えるなどして、義務教育9年間全体で取組を充実させることが重要です。

(5) 社会性育成機能の強化の必要性

三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親家庭の増加といった様々な背景の中で、大人と子どもとのコミュニケーションが減っていることや子どもがいない世帯の増加、一世帯当たりの子どもの数の減少、テレビやゲーム、インターネットに費やす時間の増加、屋外で子どもが自由に遊べる場所の減少などを背景として、集団での遊びの機会や年齢の離れた子ども同士の関わりそのものが減っているという現状が指摘されています。

このように、家庭をめぐる状況が変化し、地域社会における子どもの社会性育成機能が低下する中で、子どもたちの集団教育の場である学校の役割への期待は相対的に大きくなっています。こうした背景の下、小中一貫教育の取組を進めることで

○多様な異学年交流の活発化

○より多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保

○中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化

などにより、学校教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっています。

(6) 学校現場の課題の多様化・複雑化

近年学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、例えば以下のような課題が指摘されています。

- ・ 貧困、虐待など複雑な家庭環境で育つ子どもの増加
- ・ 家庭生活や社会環境の変化の影響による家庭の教育力の低下、基本的なしつけを受けないままに学校に入学してくる子どもの増加
- ・ 特別支援教育の対象となる児童生徒の増加
- ・ 不登校、暴力行為など、生徒指導上の問題の増加
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒の増加
- ・ 保護者のニーズの多様化と対応の困難化
- ・ 時代の要請に伴う教育活動の高度化（キャリア教育、食育、情報教育など、教科横断的な教育活動の必要性）

こうした中、「一人一人の教職員の努力や学校単位の努力だけでは十分な対応が困難である」と

いう認識が広がりつつあり、中学校区単位での取組を充実させる延長線上に小中一貫教育の導入が検討されているという側面もあります。

なお、これまでの体制による対応では立ちゆかないという現状認識は、コミュニティ・スクールによる「地域とともにある学校づくり」や地域と学校が連携・協働して地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進などが求められている背景、また、いわゆる「チーム学校」が求められている背景とも軌を一にするものです。

3 小中一貫教育の制度化について

小中一貫教育については、学校制度として法制化される以前から、研究開発学校の仕組みの活用などを通じて、自治体や学校現場での取組が蓄積され、顕著な成果が明らかになってきていました。

こうしたことを踏まえ、国においては、教育再生実行会議の第5次提言や中央教育審議会答申を経て、平成27年6月の通常国会で、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、関係政省令、告示と合わせて平成28年4月1日に施行されました。

このことにより、小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因していた様々な課題が解消され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易となる小中一貫教育の制度的基盤が整備され、その形態として以下に要件を整理したとおり、大きく2つの形態が制度化されました。

こうしたことを踏まえ、本市において小中一貫教育を導入する際には、地域特性や適正規模等を見極めながら、小中一貫教育の実効性の高い形態である義務教育学校を新たに設置することも視野に入れつつ、小中一貫教育の形態を定めていくことが必要となります。

		小中一貫型小学校・中学校		義務教育学校
		小学校・中学校併設型	小学校・中学校連携型	
設置者		同一の設置者	異なる設置者	—
修業年限		小学校6年、中学校3年		9年（前期課程6年＋後期課程3年）
組織・運営		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整備する	併設型を参考に、適切な運営体制を整備する	一人の校長、一つの教職員組織
免許		所属する学校の免許状を保有していること		原則小学校・中学校の免許状を併有
教育課程		<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標を設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 		
例程教育の特課	一貫独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入れ替え・移行	○	×	○
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用
標準規模		小学校、中学校それぞれ12学級以上、18学級以下		18学級以上27学級以下
通学距離		小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内		概ね6km以内
設置の手続き		市町村教育委員会の規則等		市町村の条例

4 小中一貫教育の効果等

小中一貫教育の効果については、前述した小中一貫教育の形態によって違いがみられるものの、文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査（平成27年2月）」や「小中一貫教育の導入状況調査（平成29年3月）」においては、すでに取り組を進めている市町村や先進校などから以下のような成果と課題が報告されています。

(1) 小中一貫教育の成果

項目	成果
学習指導面	・授業が理解できると答える児童生徒が増えた ・勉強が好きと答える児童生徒が増えた ・児童生徒の学習習慣の定着が進んだ ・児童生徒の学習規律・生活規律の定着が進んだ 等
生徒指導面	・児童生徒の学校生活への満足度が高まった ・児童生徒の規範意識が高まった（子どもが落ち着いた） ・児童生徒に思いやりや助け合いの気持ちが育まれた ・中学校への進学に不安を覚える児童が減少し、「中1ギャップ」が緩和された 等
教職員の協働等	・小・中学校の指導内容の系統性について教職員の理解が深まった ・小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった ・小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった ・小・中学校の教職員の指導方法の改善意欲が高まった 等
その他の学校運営	・保護者の学校への満足度が向上した ・保護者や地域との協働関係が強化された 等

(2) 小中一貫教育の課題

項目	課題
学習指導 ・ 生徒指導面	・9年間の系統性に配慮した指導計画の作成や教材の開発が必要 ・年間行事予定の調整・共有化が必要 ・児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮が必要 等
教職員の負担	・小・中学校の教職員間での打合せ時間の確保 ・小・中学校合同の研修時間の確保 ・小・中学校間の移動の時間・手段の確保 ・教職員の多忙感・負担感の解消 等
その他	・小学校が複数ある場合の取組の差の解消 等

5 恵庭市におけるこれまでの小中連携教育の取組

恵庭市においては、小中連携教育を推進するため、平成27年12月に「恵庭市小中連携教育推進準備委員会」を設置し、恵庭市校長会、恵庭市教頭会、恵庭市教育研究協議会、小中学校の代表教諭等による検討会議の結果を受けて、平成28年度から「恵庭市小中連携教育推進委員会」を設置したうえで「小中連携教育推進project」を組織しました。

「恵庭市小中連携教育推進委員会」は、教育長、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、教育委員会事務局職員で構成され、小中連携教育を着実かつ効果的に実施するための基本方針を策定するとともに、小中連携教育の推進に係る課題解決を図るため、連絡調整及び情報交換を行う企画推



進・連携推進担当者合同会議（以下合同会議）を開催することを目的としたものです。

合同会議では、全体会において、コミュニティ・スクールや義務教育学校についての実践事例研究や情報活用能力育成の取組、ふるさと教育の取組、ICT の活用と対話を重視した授業改革などについて、事例発表等を行うとともに、その後の中学校区に分かれての各協議では、各学校の状況について、情報交換を行ってきました。

さらに、「小中連携教育推進 project」では各中学校区（恵庭中学校区と恵明中学校区は合同）単位に「高学年・中1委員会」「生徒指導委員会」「学力向上委員会」「体力向上委員会」「児童会・生徒会交流委員会」「特別支援委員会」（令和6年度には「ふるさと教育委員会」を追加）の各委員会において、小中学校の教職員と一緒に、具体的な取組を進めてきたほか、恵庭市教育研究協議会と連携して、授業参観を位置付けた小・中交流会も開催してきたところです。

6 小中連携教育から小中一貫教育への移行の必要性

上記5で述べた通り、本市においては平成28年度以降、「小中連携教育推進 project」を基軸にしなが、義務教育期間を通した育ちと学びをつなげる視点を共有し、各成長段階における円滑な接続や発達の段階に応じた指導を展開することを目指して、児童生徒の交流や教職員による授業交流や協議の実施など、小・中学校間の交流・連携を進めてきました。

一方で、本市において取り組んできた小中連携教育は、各小・中学校の独自の教育活動を基にして進められてきた連携であることから、相互の取組に対する評価・要望にとどまることが多く、系統性・連続性に配慮した、児童生徒の9年間の連続した学びを保証する指導体制や学習指導方法等、教育課程の改編に踏み込んだものには、至らなかった側面も否定できません。こうした中で、今日の複雑化・多様化する学校教育において、本市では以下のような課題が見られます。

課 題
○ 児童生徒の学力面で特に算数・数学に課題がみられる。標準的な学力検査の分析からは、小・中学校の接続段階以前の小学校中学年段階でつまづいている児童が相当数いることが考えられ、その後の中学校3年生までの学習に影響がでていることが考えられる。
○ 児童生徒の授業以外の学習の時間が全国と比較して短い傾向が見られる。
○ 小中学校で学習規律や規範意識の指導の交流は行われているが、発達の段階を踏まえた指導の内容が整理されていない。
○ 不登校児童生徒は増加傾向であり、中学校入学後に増える傾向に加え、中2、中3でも増加する傾向が見られる。
○ 校長が作成する学校経営計画及びグランドデザインにおいて、目指す子ども像が設定されているが、学校単位でとどまっており、義務教育9年間でどのような子どもを育てるのがイメージされにくい。（15歳時の姿が共有されていない）
○ すべての学校にコミュニティ・スクールが導入されたが、地域学校協働活動の取組状況は学校によって格差が見られる。

これらの課題に対応していくためには、これまですべての中学校区を単位として取り組んできた小中連携教育の成果を基盤としつつ、小・中学校が一層協働し、家庭や地域と一体となって義務教育9年間を一つのまとまりとする小中一貫教育を推進することが効果的であり、そうした取組を推進する中で、

- 中学校区を単位とした9年間の目指す子ども像の設定・共有（15歳の姿）
 - 小学校入学から中学校卒業までを見通した9年間の教育課程の編成
 - 児童生徒が交流したり一緒に学んだりする場の創出
 - 相手校種の教育課程への理解促進に基づく、教職員の力量の向上
 - 中学校区を単位とする、家庭や地域と連携した教育環境づくりの推進
- などに努めていくことが不可欠であると考えます。

7 恵庭市における小中一貫教育の内容

(1) 教育理念（恵庭市学校教育基本方針から）

今日の少子高齢化、高度情報化、国際化や価値観の多様化する社会にあって、自ら課題を見出し解決する力や他者、社会、自然等と共に生きる力、そして生涯にわたって学び続ける力を子どもたちに育成することが求められています。

また、ふるさとで育ち、ふるさとで学び、ふるさとに誇りと自信をもち、ふるさとを拠りどころとし、北海道の大地で未来に向かい恵庭市をはじめ国内外の様々な場面で活躍する子どもの育成が求められています。

恵庭市教育委員会では、これからの恵庭市における学校教育の推進をめざし、「ふるさと」である恵庭をはじめ北海道や我が国を愛する心を基盤とした「知育」「徳育」「体育」を学校教育の中核とし、恵庭市学校教育基本方針において、教育の基本理念を次のとおり定めています。

ふるさとに生き 夢と志をいただき 心豊かに たくましく伸びる 子どもの育成

(2) めざす子ども像（恵庭市学校教育基本方針から）

教育理念を構成する要素（ふるさと、知育、徳育、体育）から、これからのふるさとを担う人材の育成について、めざす子ども像及び子ども像を実現する上での課題と目標として次の通り設定されています。

1 ふるさとに学び、ふるさとに生きる子ども

子どもたちは、ふるさとで生まれ、育ち、学びます。ふるさとを生涯にわたって心の拠りどころとし、よりよい社会の実現をめざす人材の育成が学校に求められていることから、ふるさとのよさを知り、ふるさとから学び、ふるさとに生きる子どもの育成をめざします。

2 夢と志をいただき、自ら進んで学ぶ子ども

知識基盤社会の時代において、自ら課題を見つけ、自ら学び、よりよく問題を解決する資質や能力等の「学ぶ力」の育成を図っていくことが学校教育に求められていることから、未来に向け夢や目標を大きく持ち、進んで学び、自らの道を切り拓く子どもの育成をめざします。

3 優しい心を持ち、共に生きる子ども

いじめ・不登校等や体験不足など、子どもをとりまく環境は大きく変化してきています。これからの社会では、調和のとれた豊かな人間性や社会性の育成が学校教育に求められていることから、自立と共生の理念に基づく、豊かな人間性や社会性を持った子どもの育成をめざします。

4 たくましい心と体で、生き生きと活動する子ども

子どもたちの体力や運動能力の低下が指摘されるなど健康に関する様々な課題が生まれてきて

います。心身の健康に関心を持ち、進んで体力や健康の増進を図る子どもを育成することが、学校教育に求められていることから、たくましく、健康な心身を持ち、生き生きと活動する子どもの育成をめざします。

(3) 小中一貫教育の目標

小学校及び中学校が目標を共有し、義務教育の9年間を一体的に捉えた系統性・連続性のある教育活動を展開するとともに、家庭・地域と連携した教育環境の構築を通じて、学力・体力の向上や生徒指導上の諸問題の解決等を図り、恵庭市学校教育基本方針に示された教育理念及びめざす子ども像の実現に資する。

小・中学校が中学校卒業時の「目指す子ども像（15歳の姿）」を共有し、そこに至るまでの義務教育の9年間をひとまとまりとして捉え、小6と中1の接続（小中連携教育）にとどまらない系統的な教育課程を編成して取り組みます。

また、学校のみならず、家庭や地域とも「目指す子ども像」等を共有するとともに、市内全学校で設置されている学校運営協議会（コミュニティー・スクール）を充実させ、地域学校協働活動等により、学校・家庭・地域が一体となった子どもの学びを支援する環境を整えます。

こうした取組は、「2 小中一貫教育が求められる背景・理由」で述べた課題解決につながることはもとより、学力や体力の向上（各学年で身に着けることとされている資質・能力を積み残さないで確実に身に着けさせる）やいじめ・不登校等の未然防止にもつながるものであり、このことは、恵庭市学校教育基本方針に示された「教育理念」や「めざす子ども像」の実現（7 (1)(2)参照）につながるものです。

(4) 小中一貫教育の基本方針と具体の取組例

基本方針1 中学校区での教育目標等の設定・共有

各中学校区において、各種調査結果や児童生徒の実態及び家庭、地域の実情を踏まえ、中学校卒業時の子どもの姿として「目指す子ども像」を設定し、学校、家庭、地域で共有するとともに、恵庭市教育基本方針を構成する要素（ふるさと、知育、徳育、体育）のそれぞれについて、発達の段階ごとの重点的な視点を設定し、指導目標を定めます。

① 目指す子ども像の設定・共有

本市の学校教育基本方針に示された教育理念とめざす子ども像を踏まえ、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、中学校区で共通した教育目標と15歳段階における子どもの姿を9年間の目指す子ども像として明確にします。また、15歳段階の子ども像を前提として、各学校段階や学年段階の区切りごとに子ども像を明確にします。さらに、それらを中学校区ごとにランドデザインとして可視化し、教職員や家庭・地域で共有します。

② 各種調査、諸検査等の結果の分析、共有、課題の明確化

「標準学力検査（NRT）」や「全国学力・学習状況調査」、「全国体力・運動能力、運動習慣等調

査」・「子ども理解支援ツール『ほっと』」などの調査の分析結果を共有し、中学校区としての課題を明確にして、具体的な対策を検討し実施します。また、それらについて、学校評価との関連を図り、評価項目・指標等として位置付けるなど、検証・改善が図られるよう工夫します。

③ 各学校における学校経営方針及びグランドデザインへの位置付け

学校ごとに毎年度作成する学校経営方針及びグランドデザインと小中一貫教育のグランドデザインとの関連を図り、年度の学校経営方針及びグランドデザインに手段としての小中一貫教育の要素を適切に位置付けます。それらの学校経営方針及びグランドデザインは、学校運営協議会における学校経営方針の承認に係る資料や家庭、地域に対する経営方針の説明資料として活用するとともに、学校のホームページ等に掲載するなど、公表に努めます。

基本方針2 義務教育9年間を見通した一貫した指導の展開

各中学校区において、各種調査や児童生徒の実態等を分析し、発達の段階ごとの課題を共有しながら、授業内容・方法の改善や学習・生活規律、習慣等の定着のための重点的・系統的な取組を明確にした教育課程を編成・実施します。

また、指導形態の工夫や学年段階の区切りの柔軟化を図るなど、系統的、継続的な教育活動を展開します。

① 9年間を見通した教育課程の編成や教科における重点指導内容の設定

現行の教育制度（6・3制）に基づきながら学習指導要領に準拠した教育課程を編成・実施することを前提に、恵庭市教育研究協議会との緊密な連携を図りつつ、学習指導要領の系統性をしっかりと押さえることはもとより、全国学力・学習状況調査や標準学力検査等の結果等をエビデンスとしながら、中学校区として重点的に取り組む領域や内容を明らかにした「教科の系統図」等を作成します。

また、作成した「教科の系統図」に基づき、目標、学習内容・活動、主な評価規準等を位置付けた年間指導計画に、例えば、複数の学年で繰り返し指導するポイントや重点的に指導する単元、指導体制の工夫などを明記するなどして、見通しをもった継続的な指導や効果的な学習支援に役立てていくことができるよう、不断の研究・開発及び改善に努めます。

② 学習規律や生活規律などにおける発達の段階を踏まえた一貫性のある指導

子ども達が安心して学べる学習環境を学年段階・学校段階を超えて安定的に確保するなどの観点から、発達の段階に応じて表現に工夫を加えつつ、9年間を見通した学習規律・生活規律を設定します。その際、例えば、授業スタイル、板書やノート指導、家庭学習や学習方法・学習スキルのほか、授業前後、授業中、持ち物、教室環境整備に関する事項など、児童生徒の実態を勘案し、どのような取組を一貫させ、継続させることが望ましいかを吟味し、一定の共通認識をもって効果的な手立てを講じます。

③ ICT等の系統的な活用

小学校段階では、ICTに慣れ親しむことからはじめ、「コンピュータの基本的な操作」や「情報

モラル」、「情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動」を通して身に付けた知識・技能といった基礎の上に、中学校段階では、発達の段階に応じた「情報モラルを身に付ける」とともに、「情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動」を行います。

また、これらの教材・教具を有効、適切に活用するため、それぞれの情報手段の操作に習熟することとどまらず、それぞれの情報手段の特性を理解し、指導の効果を高める方法について研究を進めます。

④ 不登校児童生徒への対応の強化

不登校の未然防止を図り、集団や環境への適応能力を向上させるため、発達の段階に応じたコミュニケーション・スキルの向上を目指すとともに、「子ども理解支援ツール『ほっと』」を活用しながら、個々の児童生徒の状況を把握し、学校間で共有します。

また、「長期欠席児童生徒の指導及び措置記録」等により、家庭や関係機関等と連携しながら、継続的に支援してきた内容を小中学校で確実に引き継ぎ、支援に切れ間を生み出さないよう取り組みます。

さらに、いわゆる「中1ギャップ」に特化せず、9年間の学びが円滑に進められるよう、教育相談の機能の充実を図り、不登校の兆候の早期発見と適応改善の早期対応に努めます。

⑤ 特別な教育的配慮を要する児童生徒への支援の充実

小中一貫教育が特別な教育的配慮を要する児童生徒に対し、継続性のある指導・支援を行いやすいというメリットを生かしながら、個別の教育支援計画や指導計画等を活用して、小・中学校間での引継ぎを確実にを行い、個々の教育的ニーズや指導経過の緊密な情報交換の機会を計画的・継続的に設ける体制を整えます。

また、個々の障害の程度に応じながら、安心して過ごしやすい学習環境を整えるため、学級経営や教室環境、授業などについての共通した指導・支援に取り組みます。

基本方針3 子ども同士や教職員間の交流と協働

児童生徒間の異学年交流や児童会・生徒会の合同の活動、地域とのかかわりの中での多様な人との交流により、豊かな人間関係やコミュニケーション能力の向上を図ります。また、教職員同士の交流や合同研修等により、教職員の力量を高めるとともに、協働体制を確立します。

① 相互乗り入れ指導や専科指導の充実

小中一貫教育における相互乗り入れ指導の成果と課題に係る研究を進めるとともに、各中学校区の指導体制の状況や児童生徒の実態（課題から見える教科や学習内容の焦点化）を踏まえながら、実施教科や指導形態、実施回数や指導方法・体制等について検討し、小・中学校の教員が相互に行き来し行う指導やTTによる指導を実施します。

また、国の加配も活用しながら、小学校高学年（5・6年生）を中心に（一部中学年も）専科教員による専門的な教科指導を行います。

さらに、主幹教諭配置に伴う加配教員を中学校に配置し、小学校を兼務するなどして、小・中

学校をまたいで指導を行う体制を整えます。

② 相互授業参観や合同授業研究、校内研修等の実施

小・中学校の教職員が互いの授業を参観することで、小学校の丁寧な板書やきめ細かな指導、中学校のより専門性の高い授業展開等、互いのよさを生かした指導の工夫や授業改善につなげる観点から、恵庭市教育研究協議会との連携を図りながら、相互に授業を参観し合う機会を創出します。

また、小中学校で校内研究のテーマの関連を図ったり、課題解決のための授業づくりを一緒に行う校内研修等を合同で行ったりするなど、9年間の学びの視点からの授業改善に努めます。

③ 中学校への体験入学等や多様な異学年交流の設定

小学校6年生が抱える中学校進学後の生活への不安を軽減するため、事前に中学校生活について知ることができる体験入学や説明会等を開催するとともに、9年間の教育課程・指導方法の系統性・連続性の確保のため、各教科や総合的な学習の時間における共同学習のほか、特別活動を中心とした学校行事等における交流活動として、「小中の合同行事」、「小中合同の児童会・生徒会活動」、「中学校の部活動への小学校高学年の参加（体験）」などに取り組みます。

その際、交流することそのものが目的とならず、教育的な意義のある活動となるよう、ねらいを明確にしながら取り組むとともに、その成果が上がったのかどうかを評価し、それ以降の活動の改善につなげるなど、保護者や地域住民にとっても分かりやすく、教職員も成果や課題を実感しやすい評価に努めます。

基本方針4 中学校区を基本とした豊かな教育環境づくり

中学校区の児童生徒の「目指す子ども像」の実現に向け、地域の学校支援活動や学校の地域貢献活動など、地域の教育資源を活用した教育活動を協働して展開するとともに、双方向にかかわる教育活動を充実します。

① PTA 活動の小中学校間の連携・接続

小・中学校9年間の中で児童生徒を育てる意識を家庭や保護者においても醸成するため、小・中学校のPTAが連携し、研修や様々な活動を合同で開催します。

また、学校とPTAが共通の課題意識をもって協働して児童生徒を育む体制をつくります。

② 学校運営協議会、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動等の充実

小中一貫教育の視点を踏まえた、校長の学校経営に係る方針への承認を通じて、学校の教育目標や目指す子ども像に対する共通理解を図るとともに、教育活動の成果や課題について、学校評価を通じて広く地域に公表します。

また、地域学校協働活動等を通じて、地域の人材等を活用した教育活動を展開し、地域全体で児童生徒の学びや成長を支えることのできる体制をつくります。

③ 小中一貫教育に係る地域への情報発信

学校はもとより、家庭や地域にとどまることなく、関係団体、企業等、地域の教育資源を最大限に活用し、恵庭市ならではの特色ある小中一貫教育を展開するため、小中一貫教育に係る基本方針や各学校における計画、取組の実際や学校評価を通じた成果と課題などを各種ホームページやたより・通信等を通じて広く発信し、恵庭市全体での小中一貫教育に対する機運を醸成します。

8 恵庭市における小中一貫教育の形態

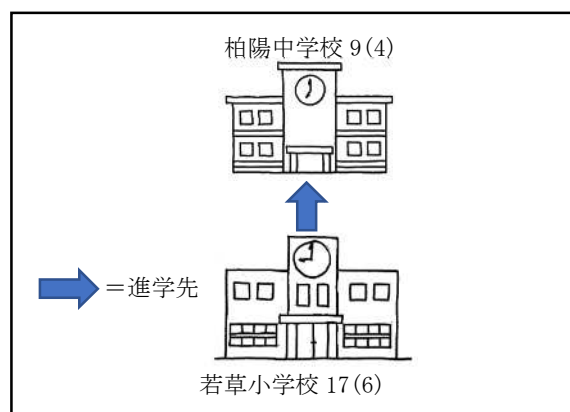
(1) 恵庭市小中一貫教育検討会議における検討(各中学校区の現状及び小中一貫教育導入時の方向性◎)

それぞれの中学校区ごとの特徴や望ましい小中一貫教育の形態等について、教育関係有識者、地域関係者、保護者、校長会・教頭会、恵庭市教育研究協議会で構成する恵庭市小中一貫教育検討会議におけるご意見を賜りながら、以下の通り整理しました。

① 柏陽中学校区

- ・小学校1校、中学校1校であり、若草小学校のすべての児童が柏陽中学校に進学するなど、小・中の接続を図りやすい。
- ・小・中連携教育では、様々な先進的な取組を進め市内の小・中学校をリードしてきた。
- ・若草小学校の校舎は平成20年に改修されており比較的新しい。
- ・令和7年度規模で小中学校を統合した場合、普通学級が26学級となり、児童生徒数は820名となる。

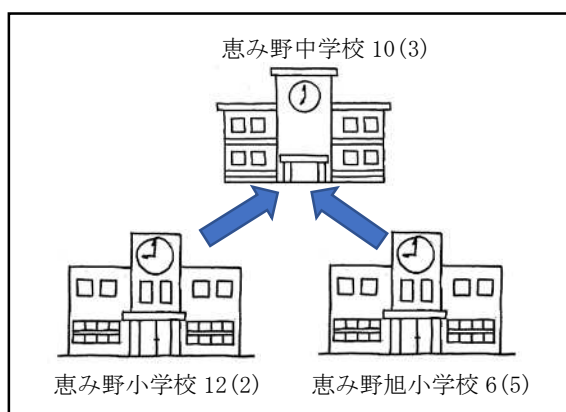
※学校名後の数値は通常学級数(特支学級数)



◎当面、学校規模を考えると小中連携教育推進プロジェクトをベースにしながらか設分離型の小中一貫教育とすることが望ましい。

② 恵み野中学校区

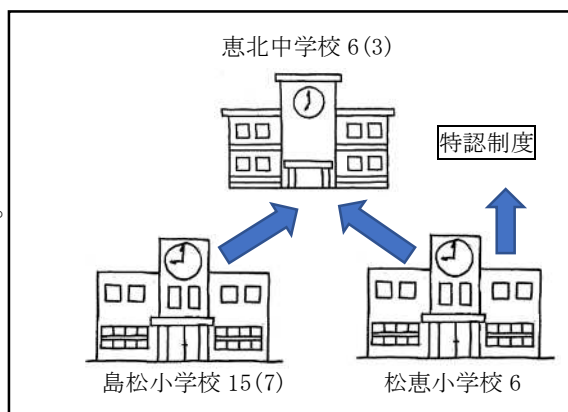
- ・恵み野小学校、恵み野旭小学校の児童はすべて恵み野中学校に進学し、3校であるが、小・中学校の接続を図りやすい。
- ・3校とも一定程度の学校規模があり、令和7年度の在籍児童生徒数は恵み野中学校が393人、恵み野小学校が300人、恵み野旭小学校が488人である。
- ・3校とも校舎は比較的建築年数が浅く、新しい。
- ・令和7年度規模で小中学校を統合した場合、普通学級が36学級となり、児童生徒数は1181名となり、統合した場合は学級数が設置基準を大きく上回る。



◎当面、学校規模を考えると小中連携教育推進プロジェクトをベースにしながらか設分離型の小中一貫教育とすることが望ましい。

③ 恵北中学校区

- ・島松小学校の児童はすべて恵北中学校に進学し、小・中学校の接続が図りやすい。
- ・松恵小学校では、地元の児童がほとんどいなくなってきており、特認制度で学級数を維持している。しかしながら、令和7年度の新入学生は2名。将来的に複式への移行が心配される。
- ・恵北中学校の所在地は市街地から遠く離れており通学に不便な側面もある。
- ・島松小学校の校舎は、平成17年に新築されており、比較的新しい。
- ・各小中学校を統合した場合、18学級から27学級の内に収まると考えられ、義務教育学校の設置基準には合致している。

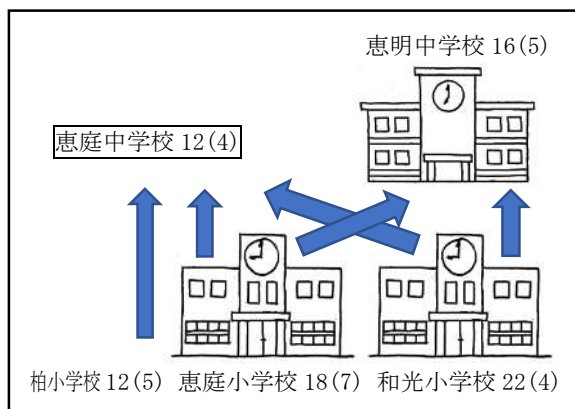


◎当面、学校規模を考えると小中連携教育推進プロジェクトをベースにしながら施設分離型の小中一貫教育とすることが望ましいが、児童生徒数の推移や様々な条件を考慮しながら、将来的には義務教育学校を設置することについても継続して検討が必要。

◎松恵小学校については、引き続き推移を把握しつつ、在り方についての検討が必要。

④ 恵明中学校区

- ・恵庭小学校、和光小学校の児童はそれぞれ恵明中学校と恵庭中学校に分かれて進学する。
- ・3校とも一定程度の学校規模があり、令和7年度の在籍児童生徒数は恵明中学校が606人、恵庭小学校が581人、和光小学校が702人と多い
- ・恵庭小学校と和光小学校の児童のすべてが恵明中に進学する場合は令和7年度在籍児童生徒数で想定すると769人となり大規模校となる。

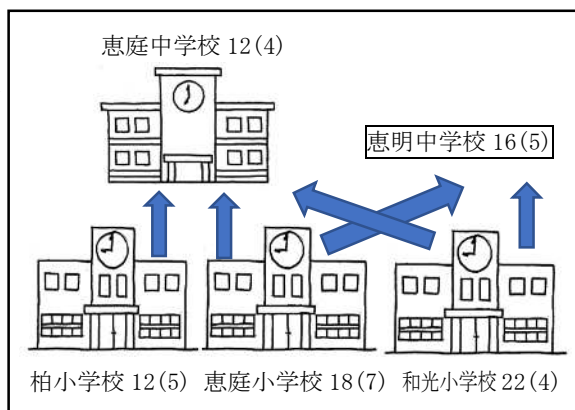


◎今後の在り方について、恵明中と恵庭中に分かれて進学する児童がいることから、単一中学校区ではなく、恵庭中学校区と一緒に検討することが必要である。

◎当面、小中連携教育推進プロジェクトをベースに5校（恵庭中、恵明中、柏小、恵庭小、和光小）で小中一貫教育を推進することが望ましい。

⑤ 恵庭中学校区

- ・恵庭小学校、和光小学校の児童はそれぞれ恵庭中学校と恵明中学校に分かれて進学する。
- ・柏小学校の児童はすべて恵庭中学校に進学する。
- ・令和7年度の恵庭中学校1年生は117名、内51名が柏小学校（43%）である。
- ・恵庭中学校に進学する恵庭小学校、和光小学校の児童が柏小学校に在籍した場合は、令和7年度在籍児童生徒数で想定すると738名となり、教室が



足りなくなることが懸念される。

- ・令和7年度の恵庭中学校の生徒数は376名、義務教育学校とした場合の児童生徒数は1,114名、学級数は34学級となり、標準学級数の規模を大きく超えることとなる。
- ・同一小学校から一つの中学校に進学させるためには、小学校区の変更が必要となるが柏小学校の規模が大きくなりすぎ、現段階では難しい。義務教育学校として統合することについても同様である。
- ◎今後の在り方について、恵庭中と恵明中に分かれて進学する児童がいることから、単一中学校区ではなく、恵明中学校区と一緒に検討することが必要である。
- ◎当面、小中連携教育推進プロジェクトをベースに5校（恵庭中、恵明中、柏小、恵庭小、和光小）で小中一貫教育を推進することが望ましい。

(2) 恵庭市小中一貫教育検討会議における検討を踏まえた本市における小中一貫教育導入時の推進体制

上記(1)の検討を踏まえ、本市における小中一貫教育の導入については、現行の小中連携教育推進プロジェクトをベースに、以下の表のとおり小中一貫教育としての枠組みを整理することとします。

なお、恵庭市学校教育基本方針（令和6年7月一部改訂）では、小中学校の適正配置について、現段階では「学校の歴史や地域性、保護者のニーズ、まちづくり計画との関係の中で適正に配置されているが、必要に応じて検討を適宜行うこと」とされていることから、今後、そうした検討の中で本推進体制についても必要な見直しが図られることがあり得るとともに、併せて、義務教育学校の新設についても検討を行ってまいります。

小学校併設型中学校	中学校併設型小学校		推進基盤	備考
	施設隣接型	施設分離型		
恵庭中学校	柏小学校	恵庭小学校※ 和光小学校※	恵庭中・恵明中学校区小中一貫教育推進プロジェクト	※1
恵明中学校		恵庭小学校※ 和光小学校※		
恵北中学校		島松小学校 松恵小学校	恵北中学校区小中一貫教育推進プロジェクト	※2 ※3
柏陽中学校		若草小学校	柏陽中学校区小中一貫教育推進プロジェクト	
恵み野中学校		恵み野小学校 恵み野旭小学校	恵み野中学校区小中一貫教育推進プロジェクト	

※1 恵庭中学校と恵明中学校の中学校間における連携を強化

※2 児童生徒数の推移や様々な条件を考慮しながら、将来的には義務教育学校を設置することについても継続して検討が必要。

※3 松恵小学校については、引き続き推移を把握しつつ、在り方についての検討が必要。

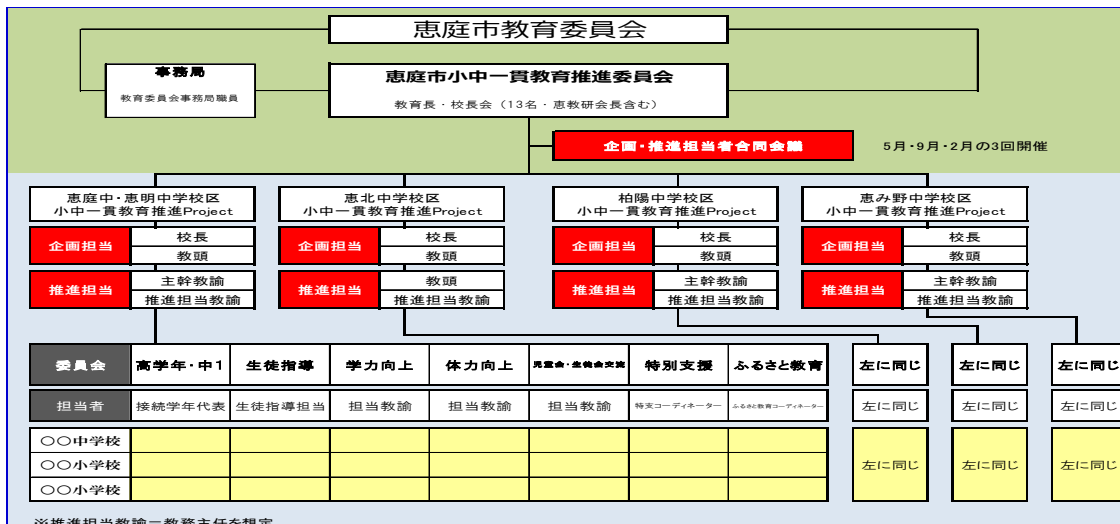
(3) 将来的な展望を見据えた、小中一貫教育の充実に向けた検討の視点

「8 恵庭市における小中一貫教育の形態」では、小中一貫教育導入時における児童生徒数や施設設備などの状況を鑑みながら、現行の通学区域や就学指定校を変更せず、これまでの連携教育の推進基盤を生かした形態を想定していますが、中・長期的にはそれらの状況は変容していくことが考えられます。このため、例えば次のような視点から、その時々々の状況を踏まえ、小中一貫教育の形態について、適宜見直しを図ることが必要となります。

- 児童生徒数の変容を踏まえた小・中学校区等の検討
- プロジェクト体制の見直しも含めた小学校からの進学先中学校の検討
- 各中学校区における小中一貫教育の形態の在り方（義務教育学校設置の可否） など

9 恵庭市における小中一貫教育の推進組織

各中学校区の学校数や学校間の距離、児童生徒や家庭、地域の実態、教育課題等は同一ではないため、一定の目標や中心となる手立ては市内全体で共有しながらも、各中学校区が重点を絞り込み、特色や課題に応じた小中一貫教育を研究し、実践します。その具体的な取組を充実させるため、全市的な体制を整備するとともに各中学校区ごとの推進組織を構築します。



- (1) 教育長と恵教研の会長を含む市内13名の校長で「恵庭市小中一貫教育推進委員会」を設置し教育委員会事務室内にその事務局を置きます。
- (2) 恵庭中・恵明中、恵北中、柏陽中、恵み野中の4つのエリアに小中一貫教育推進 Project を設置します。
- (3) 各推進 Project には、校長、教頭で構成する企画担当と主幹教諭（一部教頭）、推進担当教諭（教務主任を想定）で構成する推進担当を置き、事務局主催で年間3回の「企画・推進担当者合同会議」を開催します。
- (4) 各推進 Project には、「高学年・中1委員会」、「生徒指導委員会」、「学力向上委員会」、「体力向上委員会」、「児童会・生徒会交流委員会」、「特別支援委員会」、「ふるさと教育委員会」の7つの委員会を置き、全教職員がいずれかの委員会に所属します。
- (5) 上記の取組は恵庭市教育研究協議会との連携を図りつつ推進します。
- (6) 教育委員会事務局においては、上記の推進組織に関連する必要な要項等を別途定めます。

10 小中一貫教育推進のスケジュール

本市における小中一貫教育は、これまでの小中連携教育の成果を踏まえ、既存の小中連携教育推進プロジェクトをベースに進めていきますが、接続する小中学校において協働体制を構築し、目指す子ども像を設定したり、9年間を見通した教育課程の接続を図ったりするためには一定の準備期間が必要となります。

そこで、令和8年度を移行期間（準備期間）と位置付け、それぞれの取組を着実に進めるとともに、保護者や市民の理解啓発にも努め、令和9年度当初から全ての小中学校で小中一貫教育を実施することとします。

以下にその間において取り組むことが考えられる内容の例を記します。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
		移行期間	運用開始
	小中連携教育		小中一貫教育
学校（各プロジェクト）の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○小中連携教育の充実 ○小中一貫教育についての教職員の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○各プロジェクトにおける推進組織の確立と具体的取組の検討 ○各プロジェクトで義務教育9年間の目指す子ども像を設定・共有 ○各プロジェクトにおける目指す子ども像を位置付けた「小中一貫教育グランドデザイン」の策定 ○各教科等の年間指導計画の接続・作成 <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画の接続と全教職員での共有 ・教科系統表による重点化、共有化と系統性の明確化 ○相互乗り入れ授業・学習の計画的な実施 ○生活習慣や学習規律、家庭学習の進め方など、統一的な指導の接続 ○各プロジェクトにおける各委員会の活動内容の精査 <p>■ 恵庭市教育研究協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科系統表の作成及び学校への提供 ・小中交流会の内容の見直し、検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校における「学校経営計画」への小中一貫教育の位置付け及び検証・改善サイクルの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・校長が作成する学校経営方針の工夫 ・共通項目の設定など学校評価の工夫 ・研究主題や研究内容等の工夫 ○新学習指導要領を踏まえた教育課程の改善 ○各プロジェクトにおける児童生徒、地域の実情に応じた特色ある教育活動の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・学び方に関わる指導の工夫 ・異学年交流や地域とともに創りあげる教育活動の計画的な実施 ・特別支援教育における指導の工夫 ・生徒指導上の諸問題への協働した対応
	小中交流会の開催（主催：恵庭市教育研究協議会）		
市教委の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○恵庭市小中一貫教育検討会議の開催 ○恵庭市小中一貫教育基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○恵庭市小中一貫教育推進委員会設置要綱等の策定 ○教育委員会規則等の改正 ○市広報誌等を用いた市民への啓発活動 ○指導主事等による個別の学校への支援 ○地域学校協働活動の推進 ○恵庭市教育研究協議会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中一貫教育の実施・改善のための支援体制に係る研究・整備 ○児童生徒の学力・体力、生徒指導等の状況に係る分析及び施策の立案・実施 ○必要に応じた教育環境整備についての検討
	小中連携教育推進委員会合同会議の開催		小中一貫教育推進委員会合同会議の開催
国道市の動向	<ul style="list-style-type: none"> 国 中央教育審議会 論点整理 	<ul style="list-style-type: none"> 国 中央教育審議会 答申予定 恵 第6期恵庭市総合計画開始 恵 第4次教育推進プログラム開始 	<ul style="list-style-type: none"> 国 新学習指導要領告示予定 道 北海道教育推進計画最終年度